

# (第六九回) 不易と流行

「時代を経ても変わらないもの」(不易)と「時代とともに変化するもの」(流行)とが緊張関係のもとで調和してこそ新たな価値が生み出される。  
(松尾芭蕉)

## 法人税減税と消費増税の関連

中央大学法科大学院教授

東京財団上席研究員

ジャパン・タックス・インスティテュート所長

森信茂樹

安倍政権、これから年末にかけての最大の課題は、消費税一〇%引上げの最終決定と法人税減税の具体的内容の決定だ。前者は法律で引上げが決まっており、経済状況を見て最終決断をどうするかという問題で、後者は、「数年で法人実効税率を二〇%台まで引き下げる」という骨太方針の具体化である。どちらも方向は決まっているが、内容がはっきりしない。これを年末までに具体化するということがある。

この二つの重要な決定について、既定通り行うか先延ばしか、ということだけで

下の四つの可能性が考えられる。

- (1) 両方とも先延ばしにする、(2) 消費税増税は法律通り行い、法人税減税は(財政目標が達成できず)先延ばし、(3) 法人税減税は行い、消費税増税は先延ばし(先延ばし法案を提出)、(4) 両方とも行う

誰が考えても(2)はあり得ない。(1)はアベノミクスの失敗を意味する。(3)は海外投資家から財政赤字の問題を提起させる。なにより、消費税先延ばし法案を出そうとすると、政権に大きなリスクが生じる。

もりのぶ しげき

法学博士。1973年京都大学法学部卒業後大蔵省入省、主税局総務課長、大阪大学教授、東京大学客員教授、東京税関長、2004年プリンストン大学で教鞭をとり、2005年財務省財務総合政策研究所長、2006年9月から中央大学法科大学院教授。東京財団上席研究員。著書に、『消費税、常識のウソ』(朝日新書)、『日本の税制 どこが問題か』(岩波書店)、『日本が生まれ変わる税制改革』(中公新書)、『日本の税制』(PHP新書)、『給付つき税額控除 日本型児童税額控除の提言』(中央経済社)等。



このように消去法で考えていくと、(4)の選択肢、つまり消費税一〇%への引き上げを法律通り行い、法人税減税も「数年かけて二〇%台へ引き下げる」ことしかないのである。つまり、法人税減税と消費税増税は事実上セット、ということだ。

この問題の本質は、経済活性化（立地の競争力の確保）と財政再建の両立ととらえることができる。そこで、法人税減税に当たっても、ネットの減税を行うことは避けなければならぬ。そのためには、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という原則を押し通す必要がある。

しかし、課税ベースの拡大により財源を出しつつ税率を引き下げることには、自ら限界がある。そこで、法人税改革を二九%台への引き下げ（五%引き下げ）の段階と、二五%程度への引き下げ（一〇%引き下げ）の二つのフェーズに分けて考える必要がある。

このように考えるのは、二五%程度への法人税率引き下げでは、「わが国の立地競争力を強化し、企業の海外移転を阻止し、さらには海外から投資を呼び込む」効果は限定的で、すぐ「第二フェーズ」の議論が始まるのではないかという認識からである。

第一フェーズである二九%程度への引

き下げは、租税特別措置の見直し、繰越欠損金控除の縮小、受取配当非課税制度の改組、法人事業税のさらなる外形標準課税化などの課税ベースの拡大により対応を行っていくことでなんとか達成できるだろう。

しかし、わが国の競争相手がアジア諸国であることを考えると、最終的にはさらに五%程度引き下げて、実効税率二五%を目標にする第二フェーズを検討していく必要がある。法人税減税一分の財源は五〇〇〇億円とされており、五%引き下げに要する財源は二兆五〇〇〇億と消費税率一分分になる。これは課税ベースの拡大では対応できない。

そこで、シャープ勧告の原点に立ち返り、「法人事業税を本来の趣旨である（地方）消費税（付加価値税）と置き換える」という大改革（地方税改革）を行う必要がある。一四年度の外形標準課税を含む法人事業税収は四・八兆円である。（地方）消費税率を一・八%引上げることができれば、法人事業税はすべて廃止することができる。

こうすれば、地方間の税収格差は大幅に改善され、国際的な法人税引き下げ競争にも耐えうることになる。

このような、「消費税率をさらに引上げて法人税率を引下げる」改革は、わが国では政治的には不可能、と考えられが

ちだ。しかし、以下の表を見ていただきたい。

ドイツ、英国、スウェーデンなどの欧州諸国は、まず消費税率の引き上げを行った上で、その後法人税減税を順次行ってきたことがわかる。グローバル経済の中で生き残るためには、この道しか残されていないともいえよう。

以上の話は、法人税減税のフェーズ一が終わった数年後の話だが、今からそれを念頭に置いて税制改革議論を行う必要がある。

消費税と法人税の経緯

	消費税率の引き上げ	法人税率の引き下げ
スウェーデン	1990年に23.5%から25%へ引上げ	1991年に53%から30%へ引下げ。 1994年に30%から28%へ引下げ。 2009年に28%から26.3%へ引下げ。 2013年に26.3%から22%に引下げ。
ドイツ	2007年に16%から19%へ引上げ	2008年に実効税率38.36%から29.51%へ引下げ（その後、小幅な変動が毎年あり、2014年では、29.58%）
英国	2010年に15%から17.5%へ引上げ。 2011年に17.5%から20%へ引上げ	2009年に30%から28%に引下げ。 2011年に28%から26%に引下げ。 2012年に26%から24%に引下げ。 2013年に24%から23%に引下げ。 2014年に23%から21%に引下げ。

OECD 統計などから筆者作成